3　公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者又は虚偽の報告を行つた事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもつて警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課すことができる。

（違反に対する措置）

第18条　公正取引協議会は、第4条から第11条まで、第13条若しくは第14条の規定又は第12条の規定に基づく規則に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨及び当該違反行為又はこれに類似する違反行為を再び行つてはならない旨を文書をもつて警告することができる。

2　公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者がこれに従つていないと認めるときは、当該事業者に対し100万円以下の違約金を課し、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3　（略）

（違反に対する決定）

第19条　（略）

2　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書によつて異議の申立てをすることができる。

3　公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて決定を行うものとする。

4　公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○財務省告示第百四十一号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十六年三月十四日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十六年四月二十五日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第九回	十億円	百円九十銭
〃	第十一回	五億円	百円六十銭
〃	〃	四億円	百円六十五銭
〃	第十二回	二億円	百円三十五銭
〃	〃	四億円	百円四十銭
〃	第十五回	三億円	百円五十銭
〃	第十六回	二億円	百円四十五銭
〃	第十四回	二億円	百一円三十二銭
〃	第十一回	二億円	百一円七十七銭
〃	第十四回	十億円	百一円五十銭
〃	〃	三億円	百一円五十四銭
〃	第十五回	八十五億円	百一円六十一銭
〃	第十七回	五十億円	百円八十五銭
〃	〃	五十億円	百円九十銭
〃	第十八回	二百億円	百円二十九銭
〃	〃	百億円	百円三十一銭
〃	〃	三十二億円	百円三十三銭
〃	第十九回	五十一億円	百円十二銭
〃	〃	九億円	百円十四銭
〃	第二十回	百十億円	百円十六銭
〃	第二十二回	五億円	九十九円九十七銭
〃	〃	二百億円	九十九円九十八銭
〃	〃	五十二億円	百円
〃	〃	五億円	百円一銭
〃	〃	五十億円	百円二銭
〃	〃	十六億円	百円三銭
〃	第二十三回	五億円	九十九円九十二銭
〃	〃	十億円	九十九円九十四銭
〃	〃	十億円	九十九円九十七銭